

# 蝦夷地の「無事」

## — 17世紀アイヌ社会のなかの「和人」 —

浪川健治

はじめに

松前藩の蝦夷地支配のあり方については、中世の蝦夷島を松前藩の存立する和人地とアイヌの居住する蝦夷地に地域分離し、そこへの交易制限を実現すること、そして商場知行制（家臣に対する交易権の分与）によって独占的な対アイヌ交易を松前藩が掌握することと指摘されている<sup>1)</sup>。しかしながら、これらのことは、政治支配のあり方というより、その経済基盤ないし具体的な実現形態というのが正確ではないであろうか。それでは、近世前期において、松前藩はどのようにアイヌ社会に関わり、支配を実現したのであろうか。

本稿では、寛文九年(1669)に起こった「寛文蝦夷蜂起」とも呼ばれるシャクシャインの蜂起を取り上げ、そのなかに松前藩による蝦夷地支配の特質とその論理を探ることとしたい。「寛文蝦夷蜂起」は、アイヌ首長層に率いられた集団による蜂起として、日本史上での近世という時代区分の上では最大の規模を持つものであった。この蜂起の基本的な背景としては、「総大将」と呼ばれる広域的支配者へと変質を遂げたアイヌ首長層の存在とその相互のせめぎ合いというアイヌ社会の展開<sup>2)</sup>、さらにその動向を利用しながら実現された松前藩の政治支配との矛盾があげられる。この蝦夷地をめぐる松前藩とアイヌ諸集団との切迫した状況下での交渉過程のなかで特徴的なのは、松前藩とアイヌ首長層間、あるいはアイヌ首長層相互の仲介者として現れた、「金堀」に代表される蝦夷地に入り込んだ和人の存在である。ときに彼等はアイヌ首長の側近としてアイヌ集団にとけ込むが、とくに本稿ではその存在形態と歴史的な位置付けに着目することで前述の課題を明らかにしていきたい。なお、本稿では、そうした和人について、「和人」と表記する。

### 1. 松前藩の支配—「無事」の論理—

#### (1) アイヌ集団と「無事」

松前藩の政治支配の具体的な実現形態が、独占的な対アイヌ交易独占による経済基盤としての商場知行制であったとすれば、その交易が正常に成り立つための政治的条件とは何であったらうか。それは、交易を成り立たせるべき状態にアイヌ社会があることであろう。具体的には、アイヌ各集団間で暴力をとまなう自力救済が行われないことであり、その史料上

での表現こそが「無事」であった。『津軽一統志』卷第十之中「狢蜂起子細の事」<sup>3)</sup>によってみてみたい。

一、(寛文七年夏)、つかこほし甥を討れ無念に存候て、しゃくしゃ討申度よし度々鬼ひしに申候得共、鬼ひし兼て松前よりの御申渡の趣を存候て当分請合不仕、先其方分別を究め候へと申に付、つかこほし一類共切々鬼ひし所へ参りなけき申候ゆへ、鬼ひし申候ハ、左候ハ、つくなひを取一門の心を慰め可申由にて、はいくるの狢共呼寄せ相談仕、しゃくしゃいん方へ使を立、三百品のつくなひを出し可申候、無左候ハ、打つぶし可申由申越候へ者、しゃくしゃいん返事に、弟のかんりんか下口へ参り不有合候あいた、かんりんか帰る迄待候へと申越、つくなひの義埒明不申に付、去々年(寛文七年)十一月の頃鬼ひし狢共九拾人余にてしゃくしゃいん居所へ押寄申候、金堀共并に文四郎と申者鬼ひしに申候ハ、只今仇を討申候とて死したる者の帰り申事にも是なく候、殊に先年松前より被仰渡候義も候の間、弥つくなひにて堪忍可然の由無事を入、又しゃくしゃいんにも先つくなひ少し [ ] 出し申様にと申候て、其時十一色のつくなひを鬼ひし方へ [ ]、先此度ハ堪忍致し可罷帰旨文四郎申候ニ付、鬼ひし引取、其後しゃくしゃいん新ちやうしを立用心仕候事、

一、文四郎鬼ひしに申候ハ、我等儀松前へ参候て此度の出入の義申立埒明可申由申候へハ、何様にも其方心次第と申に付、去々年(寛文七年)十二月の頃文四郎松前へ参り出入の義申立候得ハ、弥しゃくしゃいん方よりつくなひを出させ無事に仕候へと被申渡候に付、文四郎年を越候て去年(寛文八年)の二月の頃しふちやりへ罷帰、両所の狢へ申渡し候事、  
(時代・点線及び下線は筆者)

①、前条では、甥をシャクシャインに討たれた「つかこほし」がその報復を「鬼ひし」に求め、「鬼ひし」は「つくなひ」を取ることによって「一門の心を慰」めようと図ったが、「しゃくしゃいん」は言を左右にして応じなかった。これを怒った「鬼ひし」は「狢共九拾人余」で「しゃくしゃいん居所」に押し寄せたが、「金堀共并に文四郎と申者」が松前からの申し入れを口実に「つくなひ」による事態の収拾＝「無事」を申し入れた。

②、後条では、「文四郎」が「鬼ひし」に対して、「我等儀松前へ参候て此度の出入の義申立埒明可申由」と申し入れ、事実、松前でこの「出入」について「申立」を行った。その結果、松前藩の、「しゃくしゃいん」側から「つくなひ」を出させることで「無事」を示現するという申し渡しを得て「しふちやり」にもどり、「しゃくしゃいん」と「鬼ひし」にその旨を申し渡した。

①・②によって、対立するアイヌ集団の仲介を「金堀共」、とくに「文四郎」という人間が特定的に行っていることが分かる。さらにそれは「無事」の実現として表現されること、またこの「文四郎」による仲介は松前藩による裁定を根拠としており、それを蝦夷地において実現させる役割を担っていたことが理解されよう。したがって、この「無事」という論理は、一義的に松前藩による蝦夷地社会とアイヌ諸集団のあるべき政治的枠組みの提示であっ

たことになる。

藤木久志氏が明らかにされたように、「無事」とは「平和」の対極としての状況で、広く中世社会にありふれた私戦（フェーデ）、つまり敵討ちや合戦刃傷、境論や山野水論をめぐる喧嘩などの否定であり、その近世日本的表現こそが「無事」として表現されるのである。惣無事令として知られる豊臣政権の私戦禁止令は、戦争の原因たる大名間の領土（国境）紛争の中央権力による裁定を条件として発令され、そこには私戦から裁判への転換（中央政権による独占的裁判権）を見ることができ、それ故に「無事」の実現に政治支配の成立を見ることができるのである<sup>4)</sup>。

## (2) 松前藩の職制と蝦夷地の「無事」—『寛文拾年狄蜂起集書』による—

それでは、松前藩の藩制の上で、蝦夷地の「無事」の実現はどのような職掌によって管掌されていたのでだろうか。寺社町奉行<sup>5)</sup>について、国会図書館本を底本とした『日本庶民生活史料集成』所収の『寛文拾年狄蜂起集書』<sup>6)</sup>は、「町奉行支配」として、町中・在々百姓役判、にしん場、昆布かり場、山役、川役、舟役、間役などを挙げている。さらに、『松前福山諸掟』<sup>7)</sup>のなかの、「辰十一月」の「覚」に、

一、近所之支配所より用儀ニ付罷越候蝦夷人、用向相済次第早々其所々江可返事并出入之義其時々町奉行江可相届事、

一、近年蝦夷人を手ニ付、鯡其外共ニ商売致候様相聞得候、甚宜からさる事ニ候間、以来可為無用候、若相背者於有之者急度可申付事、但蝦夷地者格別之事ニ候、

と、年代不明ながら規定されていることなどによって、その職掌が単に町方と寺社方にかかわるものだけでなく、和人地と蝦夷地の支配にかかわる広範囲なものであったことが推定されているのとどまる。

このように、明確とされていなかった松前町奉行の職掌であるが、青森県史の編纂過程において明らかにされた弘前市立図書館蔵「寛文拾年狄蜂起集書」によって、ここでは、「町奉行支配」について考察したい。

### 町奉行支配

一、町中

一、在々百姓役義

一、にしん場

一、昆布かり場

一、山役

一、川役

一、船役

一、間役

一、上下狄地

一、トカ人

一、沖之口ハ 厚谷四郎兵衛

出テ、御判紙ハ小林太右衛門出ス、町奉行船役改請取うら判出ス、四郎兵衛ハ沖之口  
入物・出ル物改申候由申候、

一、御鷹ハ 岡口彦兵衛預リ

一、金山ハ 蛸崎作左衛門支配

一、御台所ハ 前田庄左衛門預リ

一、普請奉行 外崎太左衛門

一、鉄炮ハ 大田猪兵衛 預リ  
桜庭又右衛門

国会図書館本と比較すると、弘前市立図書館所蔵の『寛文拾年狢蜂起集書』では、町奉行支配のうちに「上下狢地」と「トカ人」が記述されている。「トカ人」は「咎人・利人」であり、町支配における警察・司法権の行使として当然の職権であり、これと同様に「上下狢地」に関わることが町奉行の管轄として位置づけられていたことは、それが警察・司法権とならぶ中核的な職掌の一つとして位置づけられていたことを意味している<sup>8)</sup>。

しかし、それでは、実際に蝦夷地に対する支配はどのような形で実現されていたのか。とくに、アイヌ集団間の争い＝「出入」に、町奉行はどのような形で関わっていたのか。これについては、必ずしも明らかではない。ただ、松前藩のアイヌ社会に対する原則は、前に見たように対立する集団間に対して「無事」であることを求めることにあった。

「寛文蝦夷蜂起」の過程にあっても、「去年（寛文八年）の夏過」に「しゃくしゃいん」に「鬼ひし」を討たれた「鬼ひし子」をはじめとする「しこつ近所の狢共」の「助勢」要求が行われているが、それに対する松前藩の対応は

一、去年の秋頃松前殿より蛸崎作左衛門と云侍しこつへ被遣、鬼ひし子共先慎め置申候事、

ということであり、「蛸崎作左衛門」<sup>9)</sup>を「しこつ」に遣わしての事態の沈静化の工作がまず図られたのである。（『津軽一統志』巻第十之中。この節の引用は断わらないかぎり同書による）さらに、「当夏（寛文九年）初頃」にも「鬼ひし子共」が「さる」の「うとふ」を使いとして、再度、松前藩側に「米五拾俵鉄炮鑓など」の貸与を求めたが、その際の対応は次のようなものであった。

一、鬼ひし子共方より当夏初頃さると申所の狢うとふと申を松前へ飛脚に差遣、米五拾俵鉄炮鑓など御借被下候へと申越候に付て、うとふをは松前に逗留仕らせ、其内にしふちやりのしゃくしゃいん所へ飛脚式人被遣候て、鬼ひし子共かやうの企仕候へ共、随分無事を入可申候、少も気遣なく毎年のごとく商船馳走可仕の旨、しゃくしゃいんへ申聞せ候に付て、有難き御使に御座候、向後商船など如在仕間敷の由返事仕、右の使松前へ罷帰候事、

一、松前殿よりしやくしやいん方へ御使の者罷歸、其已後うとふと申状に今度思ひ立候事  
先延引可仕候、頓て船共差遣し、とかく其時分何様にもはからひ可申候間、其通鬼ひし  
子共へ申聞せ候へと御申付、うとふを御返し候事、

すなわち、「うとふ」を松前に留める一方で、敵対する「しやくしやいん」方に「鬼ひし  
子共かやうの企」てを逐一知らせることによって松前藩は「無事」の実現を図っているが、  
それはまさに「少も気遣なく毎年のことく商船馳走可仕」ためであった。「うとふ」が帰さ  
れたのは、「しやくしやいん」の「向後商船など如在仕間敷の由返事」を受けてからである  
こともあわせて考えれば、松前藩による蝦夷地の「平和」＝「無事」の本質とは、アイヌ諸  
集団間相互の武力行使の回避であり、このことを松前藩は主観的には各集団間と自らを等距  
離に置くことによってそれを実現させようとしていたことになろう。

この間には、「鬼ひし」を討たれたシュムウクルのうち「度々の戦に諸道具」を失い  
「自分方便不罷成」る状況に陥った首長の一人、「はろう」が「去年（寛文八年）十二月に  
「兵具俵物など借り申度」旨を申し立てたものの、「狃戦ひ」に「兵具など」を貸し遣わした  
先例がないことを理由に松前藩はこれを拒否している。松前藩の関心がもっぱら松前氏によ  
る蝦夷地の「平和」の実現のみにあり、それ故に、いかに松前「ひいき」<sup>10</sup>のシュムウクル  
であっても対立する集団の当事者の一方に「兵具」は支給しなかったのである。

それでは、こうした蝦夷地のアイヌ諸集団が松前藩に申し立てを行う場合、松前藩は機構  
的にどのような形で対応したのであろうか。次章で検討を加える史料であるが、『寛文拾年  
狃蜂起集書』は、「しゃくしやいん」が松前藩側との調停を金堀文四郎に依頼し、その証に  
「大刀」を文四郎に託したことをあげている。この際の文四郎の行動は極めて興味深く、か  
つそれをめぐる記述は注目すべき内容をもっている。

文四郎大刀ヲ松前へ持参仕、奉行所へも上ケ不申、又ハ其所知行仕候方へも渡シ不申、  
金山奉行蛸崎作左衛門ニ相渡シ申候、作左衛門請取、不思案故か其断リ奉行所へも不申  
上候哉、何共御指図も無御座候、

「うとふ」や「はろう」といったアイヌ諸集団から、直接に松前藩に派遣されたアイヌの  
事例ではないが、この記述によれば、「しゃくしやいん」の依頼を受けた文四郎は、本来は  
「奉行所」あるいは「其所知行仕候方」に「大刀」を提出すべきもの、すなわち「しゃくし  
やいん」の調停依頼の申し立ては町奉行所か商場知行主に訴えられるべきものであったので  
ある。それ故にこそ、「近所之支配所」をどのようにとらえるかの問題はあつたものの、前述  
した『松前福山諸掟』のなかの「辰十一月」の「覚」で「蝦夷人」の「出入之レ義」につい  
て、「其時々」に「町奉行江可相届事」が定められているのもこうしたことによつてい  
るのであろう。すなわち、松前藩による蝦夷地の「平和」＝「無事」は、アイヌ諸集団にでき  
る限り客観的な位置に自らを置くという政治的スタンスのうえに、アイヌ諸集団間の「出入」  
を松前藩が政治機構的には、直接的に、あるいは商場知行主を介しての町奉行所への上訴と  
裁定を通じて調停を図ることによつてもたらされるべきものであつたと考えられよう。

## 2. 松前藩の支配の論理と「金堀」—「無事」の実現とその矛盾—

### (1) 「無事」の実現

しかし、こうした松前への訴訟が寛文期には極めて制限されていたことは、『津軽一統志』巻第十之下の寛文十年に蝦夷地に密航した阿倍喜兵衛によってまとめられた「万聞書控」<sup>11)</sup>の次のような記述によっても知られるところである。

志摩守様御代に御慈悲ふかく、狝俵の米式斗入にて諸事商被仰付候、近年ハ米七八升入に前々のことく此方のうり物御取替被成、其上万の商押買無理非道に計罷成、殊に松前へ我等事参候事もたたく御法度に被仰付候へハ、皆々狝共謁申候に付、とてもかやうに被成てはゆくさきつゝき申間敷といつれも野心に存、是は蔵人仕置にてかやうに罷成申候、余り迷惑に存、与市の大將けくらけ七拾にあまり候へ共、御訴訟のため、又当御代御目見へ仕度存候て松前へ参候へ、御法度の所へ参候とて首を切髭を切とて色々御せつかんに逢、漸々命たすかり罷帰、其折節面目なく存、蝦夷催し軍仕筈に御座候へ共、仲間より異見を申候に付堪忍仕罷有候。

藩主への「御目見へ」を名目としたアイヌ首長層でさえ、松前への往来を許されない状況、「御法度」の場所としての規制が強化されていたことが分かる。一方で、前章でみたようにシュムウクルを代表した「うとふ」や「はろう」は目的は全うは出来なかったものの、ともあれ松前藩への要求行為そのものは行い得ている。この相違は、「うとふ」や「はろう」の場合は、アイヌ諸集団間相互の武力行使につながりかねない事態であり、かつ「松前ひいき」の狝であった「鬼ひし」の殺害に関わるものであったからであろう。また「与市の大將けくらけ」の場合には、「御目見へ」が明らかに名目であり、本質が商場知行制という松前藩の支配の具体的な実現形態のあり方に対する批判、すなわち「蔵人仕置」に対する「御訴訟」にあったからであろう。しかし、そうであったとしても、「御法度」を理由にアイヌ首長層に「首を切髭を切とて色々御せつかんに逢」わせるという行為は、蝦夷地の「平和」＝「無事」を制度的に保障する機構であるべき町奉行所へのアイヌ諸集団からの上訴機能の停止あるいは停滞であり、とりわけアイヌ首長層の権威を踏みにじり松前藩自らがアイヌ諸集団の裁定者たる位置を否定したのとしてアイヌ諸集団に意識される結果につながったのであろう。

さきにみたように、「去年（寛文八年）の夏過」に「鬼ひし子」をはじめとする「しこつ近所の狝共」の「助勢」要求に対しては、松前藩は蛸崎作左衛門を「しこつ」に遣わし「鬼ひし子共先慎め置」いたが、極めて事態が深刻化した場合はともかく、日常的にはアイヌ諸集団間の動静を探り衝突を回避させるために松前藩が藩士を蝦夷地に派遣することはない。しかしながら、海保嶺夫氏や榎森進氏らによって指摘されるように「総大将」と呼称されるように地域化した首長層に率いられた諸集団間の、とくにイウォルをめぐる軋轢は日常化していたと考えられる。それでは、松前藩によるアイヌ社会の「無事」とはどのように実現されていたのであろうか。換言すれば、松前藩の方針を現実のアイヌ社会のなかに伝達し、あ

るいは対立する両集団の利害を調停し、松前藩による「無事」をアイヌ社会において実現させていったのは誰なのであろうか。すなわち、松前藩の意向にそって、アイヌ社会間の対立の調停に当たったのは誰なのであろうか。

これについては、さきに見たところである。すなわち、その「平和」の伝達者こそは、一次的には、松前藩の組織によって行われたのではなく、アイヌ社会に入り込んでいた「和人」が果たしていたことに注目したい。具体的には、金堀などであり、アイヌに扶養されるなどしているが、その中心人物はシャクシャインやオニビシに接近、松前藩とアイヌ首長層の仲介的立場にあった。それだけでなく、対立する両集団間にあつてその調停を行うものが生まれる。これは、和人地への蝦夷地アイヌの立ち入りが禁ぜられ、かつ松前藩が商場を拠点とする交易を維持することに支配の力点を置き、対アイヌ民族との関係のあり方からも蝦夷地全体に直接的な支配を及ぼすことが出来なかったことから必然化されたことであつたといえよう。

## (2) 「金堀」とその動向

「寛文蝦夷蜂起」を記録したものには、この蜂起の主因としてシャクシャインの裏に金堀（鷹待とするものもある）の庄太夫なる和人が存在していたことを挙げるものがある。庄太夫はシャクシャインの娘婿であり、「松前を打亡し、諸国通路の商船を己等が心に任せんと企て」（『蝦夷談筆記』<sup>12)</sup>）、あるいは「蝦夷共ニムホンヲススメ、嶋中の蝦夷共一味致サセ、松前表ヲセムユルタクミ」（『蝦夷商賈聞書』<sup>13)</sup>）といった内容である。また、『寛文拾年狚蜂起集書』は、金山奉行と金堀の動向が引き金となつていたとして「畢竟狚蜂起の本は、蠣崎作左衛門・金堀文四郎兩人仕候て作り出し申候」としている。「金堀文四郎」は、『津軽一統志』「狚蜂起子細の事」のなかの「文四郎」と同一人物と考えられ、「鬼ひし」に近接し、かつ「しゃくしゃいん」との間を周旋した人物でもある。

こうした「金堀」とその動向について、『寛文拾年狚蜂起集書』は「元来狚蜂起仕候次第」として、極めて興味深い記述を残している<sup>14)</sup>。なお、①～⑥は筆者により、史料については一部を略して必要な部分のみを引用した。

- ① 仙台之金ほり文四郎と申者シフちやりノ金山見立申由にて、金ホリ十四・五人連、其外庄内之者二十四・五人參、金山ヲ見立申候、可然山も無御座候而かつめい、おくり申事成兼候而、狚共かいほうにて年ヲ取罷有候、文四郎存候者、此ま、罷有候てもかつへ申候間、松前へケタイ指上候而御米拝借仕、先日おくり可致候と申候而、ナキケタイ指上ケ申由にて、松前へ文四郎參候、其節シヤクシヤ申候ハ、鬼菱事松前殿御ヒイキノ狚ニ候へハ、万端ニ付キ我等ヲカスメ申候、無念ニ存候故中悪ク御座候、是とても松前殿様より申直り仕候様ニと御意あらハ中なをり可申候、そのしやうこに此大刀ヲ指上申候、文四郎ニ松前へ持參仕、御指図ヲ承參候様ニと申付、右之大刀相渡シ申候、
- ② シヤクシヤ鬼菱と中なをり申度と申入は、元来鬼菱ヲイ、下より鶴ノ子取參候へハ、

シヤクシヤ所望仕候、クレ不申候、其ねたミニて鬼菱ヲイ打殺シ申候由、鬼菱此段聞申候而、所望仕様可有御座候所に、打殺シ申事是非共堪忍仕間敷候、カタキ打可仕と申候へハ、狛共中間にて無事ヲ入候而、ツクナイ三百色ニ口上申候、右之ツクナイ大分ノ事ニ候故、度々さいそくいたし候へ共出兼申候由、就夫松前ヨリツクナイにて鬼菱と中なをり被仰付被卜度と申上候由申候、

③文四郎大刀ヲ松前へ持参仕、奉行所へも上ケ不申、又ハ其所知行仕候方へも渡シ不申、金山奉行蛸崎作左衛門ニ相渡シ申候、作左衛門請取、不思案故か其断り奉行所へも不申上候哉、何共御指図も無御座候、文四郎ハ金山之事計承罷帰候時、シヤクシヤ文四郎所へ参申候ハ、我等頼申候事ハ何と埒明帰り申候哉と相尋申候、文四郎申候ハ、其方頼申候事、大刀ヲ指上ケ申上候へ共何トも不被仰付候、我等事ハ金山之様子計承罷帰候と申候へハ、

④松前より被仰候ハ、尤ニハ候へ共、其方杯中間ニ而取あい仕候而ハ、万世イクサタへ申間敷候、シヤクシヤ所へハ此方ヨリ仕置申付候間、堪忍可仕候、就夫御道具・はん米も御借ニ不被成候、シヤクシヤ方へも早々仕置申付候間、先急キ帰り候様ニと被仰渡候、

⑤天下ノ御意にて江戸ノ殿最早さる迄御出被成候、殊ニ松前勢ニ而余リ申候哉と被思召、津軽勢も松前迄詰罷有候ト申候へハ、シヤクシヤ承り扱々恭次第御座候、今度シヤクシヤ命タスカリ候様ニ其方頼申候、ツクナイハ如何程も権左衛門指図次第ニ出シ可申候、此上ハ権左衛門申事ニ候者、縦命捨候とも指図ハ振り申間敷と申候、かやうにシヤクシヤ申義ハ、権左衛門先年金山ノ奉行仕候而下ノ国に久々罷有、其節狛共ニ仕掛ヲよく致シ差置申候故、指図ヲ背キ不申候由申候、

⑥ヒツキヨ狛蜂起之本ハ蛸崎作左衛門・金堀文四郎兩人仕候而作り出シ申候と申候事、

①によって、「金堀」が蝦夷地において生産活動を行おうとする場合、深くアイヌ社会に関わらざるを得なかったことが分かる。とくに、「仙台之金ほり文四郎」の金堀集団は「かつめい」(渴命)に及ぶ程に窮迫し、アイヌ社会の「かいほう」(介抱)がなければ存在することさえ不可能であった。したがって、アイヌ首長への依存的立場にあったと考えられる。「文四郎」は、松前藩からの拝借米によって急場を凌ごうとするが、シヤクシャインはこの機に松前藩の仲介による「鬼菱」との調停・介入の依頼を文四郎を通じて行おうとする。後日、「鬼菱」が文四郎小屋で殺害されていることからみて文四郎が依存したアイヌ首長は「鬼菱」である可能性は高い。しかしながら、そうした関係をシヤクシャインとも持っていたこともうかがわれる。

②、ここでのシヤクシャインの「鬼菱」との和解は、「鬼菱」の甥殺害に「狛共中間にて無事ヲ入」てツクナイによる調停が計られたにもかかわらず、その品数の多さを理由にシヤクシャインが履行しなかったためである。その再調停は松前藩の権威をかりて行われようとしていたのである。したがって、アイヌ社会の調停より上位の裁定権を持つものとして松前藩が描かれていることが重要であり、松前藩はアイヌ社会に上位する「無事」の調停者とし



て立ち現れていることが分かる。

③、「文四郎」は、「大刀」を「奉行所」にも「知行主」にも渡さず、「金山奉行蛸崎作左衛門」に渡している。このことは、本来、紛争調停などのアイヌ社会からの松前藩に対する要請は、「上下狹地」を管轄すべき松前町奉行所、あるいは「知行主」、この場合はシャクシャイン「持分」の商場知行主蠣崎七右衛門・太田猪兵衛・新井田権之助を通じて実現されるものであったことを想定させる。こうしたアイヌ社会 — 「金堀」 — 町奉行所あるいは「知行主」 — 松前藩というルートが、「無事」を実現させるべき権力体系であったといえよう。しかしながら、この体系は仲介者として権力から相対的に自由であり、かつアイヌ社会あるいは松前藩に依存することなくしては自立できない「金堀」を基軸としたところに決定的な矛盾を含んでいたといえよう。まさに、「文四郎」が自らの利益のために「大刀」を「金山奉行蛸崎作左衛門」に渡し自己の保身を計ったことに如実に示される。

④、松前藩の「無事」の論理は、特定のアイヌ集団にも軍事面での直接的な肩入れを行うことにはなく、あくまで調停者としての自己を位置づけることにあった。

⑤、③との関わりで云えば、現実のアイヌ社会にもあっても、直接的にアイヌ首長が松前藩要職、とくに蝦夷地に入り込みその職務に当たる可能性を持つ「金山奉行」との間に個人的な関係を取り結ぶことが可能であったことを示している。実際の紛争勃発にあっては、「公」的な松前藩との交渉ルートではなく、こうして私的関係とそれによる私的内済への期待が優先されることになる。

⑥、①から⑤の諸事情によって、「金山奉行」と「金堀」こそが、この蜂起の直接原因として認識されることになり、そのことはそれだけ「金堀」にアイヌ社会における「無事」を任せざるを得なかった松前藩の蝦夷地ないしアイヌ支配の限界と矛盾を示すものでもあったのである。

### 3. 「金堀」 — 両属性と支配の実現 —

#### (1) アイヌ社会に入り込んだ和人

「無事」の実現における構造と矛盾を「金堀」を通じてみてきた。「文四郎」の場合、「松前へ参、出入の義申立候得は、弥シャクシャイン方よりつくなひを出させ無事に仕候へと被申渡候に付、文四郎年を越し候へて去年（寛文八年）の二月の頃しふちやりえ罷帰、同所の狹へ申渡し候事」と松前藩の意向を忠実に伝えている記述もあるが（『津軽一統志』巻第十之中）、シャクシャインから松前藩への好として渡された「大刀」を自身と利害関係をもつ「金山奉行蛸崎作左衛門」に渡し、シャクシャインの意志を藩にはまったく伝えず「其方頼申候事、大刀ヲ指上ケ申候へ共、何とも不被仰付候、我等事ハ金山之様子計承罷帰候と申候」とその場を繕った返答をしていたとも言われる（『寛文拾年狹蜂起集書』）。ほんらい、アイヌ社会の「無事」の実現を計る立場を取る松前藩の意向は、その伝達者である「金堀」の独自の利害関係によって正確に伝えられなかったことになる。

一方、金山奉行は砂金場の支配・管理を目的として設けられた<sup>15)</sup>。設置年代は定かでないが、砂金場の開発過程と考えあわせると元和三～六年(1617～20)の間に設けられたものとみられる。寛永期は砂金採集の最盛期であり、『福山秘府』や『松前家史料』などに金山奉行にかかわる記事が比較的多くみられる。寛永期の金山奉行は、蠣崎蔵人利広(四世季広の十三男貞広の子)、蠣崎主殿友広(季広十一男守広の子)、蠣崎左馬之介(季広六男玄蕃頭長広の子)等の藩主一族や下国内記・下国内宮内・佐藤嘉右衛門・厚谷四郎兵衛等の旧館主系家臣、及び譜代家臣である小平又兵衛など、いわば藩主一族を核とする最上級家臣であったところに大きな特徴がみられた。これは、後述のように、藩政初期にあつては、砂金収益が藩財政にとって大きなウエイトを占めていたからである。なお、金山奉行なる職がいつごろまで存続したのか詳かでないが、松前藩の採金業は元禄年間で終わりを告げているので、せいぜい元禄期ごろまでとみられる。河野家史料『松前家史料』では、寛永七年(1630)に「城内大手向ノ石垣」の普請が金山奉行らを通じて「金堀」に命ぜられている。寛文期には、蝦夷地をも含め松前藩の金山は衰退していたが、それだけに「文四郎」のように救済を藩に求め金山奉行との結びつきを強めようとする動きが「金堀」のなかに見られてくるのであろう。こうした動きを「文四郎」がとり得たのは、「文四郎」が関係を取り結んだシベチャリの地域社会がシャクシャインと鬼菱に率いられた両集団のはざまにあり、しかも金山奉行に接近することで両属的な立場にあつたからであろう。

ここでは、「鬼ひし」・「しゃくしゃいん」と「文四郎」の関わりをみてきたが、「惣大将」が側近として「和人」を存在させていたのは、少なくとも17世紀中期では、珍しいことではなかったのではないだろうか。

一、上石狩ノハウカセ、下ノ国へに黒立と此以前取合仕候事御座候由、ハウカセカシコキ  
状ニて、菱ヲ植置キカタキヲ引掛ケ、リウン仕候由申候、菱植申候手立テハ近江八幡ノ  
金太夫と申者仕候由申候、金太夫ハハウカセむこニ成り、はうかせ所ニ罷有之由、松前  
家中平立と申仁咄申候<sup>16)</sup>、

「リウン」は、理運あるいは利運であり、「日葡辞書」などでは勝利を得ること、戦国などの用例では勝利を得る幸運の意味である。「上石狩」の「ハウカセ」は「下ノ国」の「へに黒立」との戦いに、「菱」は植物の菱か、菱の実の形に先端を尖らせ戦場や河中においた障害物(本来は鉄で作る)を利用して勝ちをおさめた知謀の主であるという。それは、「近江八幡ノ金太夫」の「手立」、策略によつたものであるという。このことによつてか、「金太夫」は「ハウカセ」の「むこ」となつていた。アイヌ首長層の側近には、軍事指揮に関わるような「和人」が存在するようになっていたのである。

## (2) 両属性とその否定

「金堀」がアイヌ集団へのより一層の接近を図つたり、あるいは「シャクシャイン」と庄太夫、ハウカセと金太夫、あるいはオニビシと文四郎という形に見られるように、地域社会

に圧倒的な勢力をもつアイヌ首長層による支配が展開されている場合には、その存在は極めてアイヌ首長層に近侍するものとしてあらわれることになる。「金堀」に代表される「和人」は、松前藩が期待する「無事」の現地における伝達者あるいは実現者としての役割を大きくはずしていくのである。いずれにせよ、そのことはアイヌ社会のなかに「金堀」などとして「和人」が入り込み、松前藩の権威を背景としながら、必ずしもその支配に服さない独自の動きを示しながら、アイヌ社会のなかで地域的な調停者として機能していく可能性を示している。果たして、海保嶺夫氏があげたような、「アイヌ社会との直接交易を望む関西系商人が各惣大将のもとへ送り込んだ人物」<sup>17)</sup>か否かは置くが、問題は、彼等の中に松前藩の意図とは違った形で紛争調停者としての側面を強化しアイヌ社会に関わるものが現れ始め、アイヌ社会に対する経済関係以外の強制の独占を脅かしつつあったことである。

松前地と蝦夷地という民族を隔てる地域区分をとった松前藩の政治支配の原則は、アイヌ社会における「無事」の実現、調停者として自らをアイヌ民族に対して位置づけることにあった。その現実のアイヌ社会への伝達と仲介は、実際にアイヌ社会に入り込んで首長層に近接した「金堀」に代表される「和人」の存在によっていたのである。菊池勇夫氏は、松前藩は他藩のみならず、この戦いを契機に仕官をもくろむ牢人層を極力排除したことを指摘している<sup>18)</sup>。おわりに、に見るように「金堀」についても、シャクシャインに与した者あるいは「蝦夷」として扱われ、いずれも厳罰に処されている。これらのことは松前藩がたんに蝦夷地におけるアイヌ支配の実情を彼らの口から漏れることを恐れたと言うより、むしろ、彼らが松前藩の「無事」の伝達者という思惑を離れ、自らの利益を求めて地域のアイヌ集団間の紛争解決者、すなわち地域の実現者＝小「公儀」化する可能性を極力排除しようとしたためではなかったのであろうか。

蜂起後の結果として、「金堀」集団に代表される存在は、蝦夷地のアイヌの人々にとって敵対的な存在として強く意識されてくるようになった。寛文十年(1670)八月二十五日、松前では「下ノ国狹共」が「ツクナイ」によって松前に訴訟を行うため「さる」に集まっていると「取沙汰」されていた。

一、八月廿五日ニ下ノ国くんぬいヨリ金ほり松前へ参候而咄申候由、松前ニて取沙汰ハ下ノ国狹共さるへ参、ツクナイニ而松前へ御訴訟申上候由申候へ共、下ニてハ左様之取沙汰一円無御座、殊ニ蝦夷さるへ詰申候段も知レ不申候、下狹去年シャクシャ御殺被成候而以後ハ中々シヤモ仁ニ近付不申、シヤモも狹に近付キ不申由承候、内々下狹共申候ハ、去年松前ヨリ大勢之狹共御殺被成候、拙者共親あるい者兄弟一門余多殺され候而无念ニ存候、いつそ此うらミシヤモに遂ケ申度と執心フカク存候而罷有候由承候、此春金山奉行蛸崎作左衛門申候ハ、下狹共様子見せ、又ハ仕置キ申付候ために、金ほり三百人程之内能キ者ヲ三人すくり、さるの大蔵に相添指遣可申之由ニ而、金堀三人申付ケ大蔵方迄越申候、大蔵ト申付ハさるのおとなニ御座候、御身方申由ニて、去年シャクシャタイ地被成候而以後、下之狹共仕置キ大蔵ニ被仰付候、鉄炮なども預ケ置被成候、金ほり参候

而、作左衛門申付候通大蔵ニ語り申候、大蔵承候而申候ハ、被仰付候義ニ候間可參候、乍去今度參候者二度跡へ帰り申間敷と存候、子細者去年金堀鉄炮にて狝共兄弟親類余多打殺され、あわれ金ほりに參合申度と相待申候由承候、速に參候而さへ帰り申事ハ不定ニ御座候、其方杯ハ金ほりの内ニてもすくれ候而、鉄炮も打申候事、狝共皆々知り申候而罷有候、狝ニ逢申候者必跡へ返シ申間敷候、我等事も其方杯先立仕參候者狝共のかし申間敷候、被仰付候而も此度ハ參申義成間敷由申候而不參候、かやう成ル義も御座候条、下狝さるまで相詰申候と申事ハいつわりの様ニ存候、乍去方々ニ罷有狝共ニ御座候故、五・三人もさるへ參御訴訟申上候も不存候、下にてハ左様成ル沙汰ハ一切無御座候由申候事<sup>19)</sup>、

しかし、「くんぬい」の「金ほり」がもたらした風聞では様子は少しく異なっていた。「下」、すなわち、蝦夷地の太平洋側の諸地域では、シャクシャインの蜂起に荷担したことによって松前藩に多くの「親あるい者兄弟一門」を殺されたアイヌの人々も多く、「シャモ」への復讐が叫ばれていたのである。金山奉行蛸崎作左衛門は情報収集と同地の「仕置」のため、松前藩側に与したサル首長「大蔵」に「金ほり」のなかから選りすぐった三人を添えて「下狝」へ派遣しようとした。しかし、この企ては、「下狝」では「金ほり」が「鉄炮」で「狝共兄弟親類」を多数殺害したことを恨まれ、「金ほり」だけでなく「金ほり」と行動を共にするアイヌまでも敵視されるという状況にあることを「大蔵」が申し述べたために実現しなかったのである。ここでは、「寛文蝦夷蜂起」への過程において、アイヌ諸集団と「金ほり」らがもった、時には前者の後者に対する経済的な庇護にまで至った親密な関係はまったく断ち切られている。「寛文蝦夷蜂起」の後には、「金ほり」は敵としての「シャモ」の一員、復讐すべき第一義的な存在としかのみアイヌ社会のなかで認識されることはなくなっていたのである。

#### おわりに

「金堀」に代表される蝦夷地に入り込んだ「和人」は、近世の松前藩が持った支配構造のあり方の故に、必然的に、両属的で、松前藩とアイヌ社会（現実には、有力なアイヌ首長層）という社会の中心と中心を媒介する性格をもつことになった。この二つの社会は、絶対的な時間や空間の上では同時的なのであっても、そのあり方を見ると、社会構造と組織また文化や意識においても、大きく隔たって存在していた。そのことによって、蝦夷地に入り込んだ「和人」は、近接したアイヌ首長層が強大であればあるだけ、まさに複数の中心のいずれにとっても辺境であるような場所、境界に生きる人間類型、すなわちマージナル・マン<sup>20)</sup>としての両属的な性格を二つの社会のはざまのなかで付与されていった。ここにいうマージナル性とは、あり方の異なる二つの社会に規定されたものであり、この二つの社会のはざまにあって相対的に自由な動きを示していた存在とその意識を、近世日本の国家成員としての一体感を共有する意味での和人概念でひとくくりにしてしまうことはできない。

松前藩が幕府に注進した文書と口上の控えと考えられる「蝦夷蜂起注進書之写」<sup>21)</sup>は、シャクシャイン側に与した和人を次のように表現している。

一、越後庄太夫・庄内作右衛門・尾張市左衛門・最上助之丞、四人之者蝦夷ニ候間、壹人ハ討ち捨て、三人火あふりに申付候、

ここでは、松前藩は越後庄太夫以下を「蝦夷」として扱い、厳刑に処している。勿論、こうした厳刑が執行されているのは、本来彼等が和人として松前藩の統制下に服すべきものであったのに蜂起アイヌ側の一員として行動したことが大きい。まさに、松前藩の論理からすれば、あり得てはならない両属性を踏み込めたアイヌ社会への接近の故に、越後庄太夫らは「蝦夷」と決めつけられ厳罰に処せられるという、見せしめとしての二重の意味を持って処分されているのである。

また、「さる」の「大蔵」は、蜂起以後、「下之狚共」の「仕置キ」を任された存在であり、それだけに下狚への松前藩の勢力浸透を嫌って、さきのような行動にでた可能性も少なくはないであろう。しかし、ここに現れてくる「金堀」像はすでに蜂起以前のようなアイヌ社会に近接した集団として蝦夷地のなかに存在していたあり方ではなく、アイヌ社会に対する敵対的な存在としてのみ意識されていることが明らかである。アイヌ首長層に近接していった和人層を暴力的に消滅させていったこと、そして松前側にたった多数の「金堀」集団は、蜂起鎮圧の暴力装置の一端に身を置いたことによってアイヌ社会に対する敵対的な性格を鮮明にしていった。すなわち、「寛文蝦夷蜂起」によるシャクシャイン方の敗北は、同時に「金堀」に代表される和人地に入り込んだ「和人」の近世的なマージナル・マンとしての成長をも否定するものでもあったのである。

#### 註

- 1) 榎森進『北海道近世史の研究』（北海道出版企画センター、1982）169～171頁。
- 2) 海保嶺夫「アイヌの英雄時代」（『新しい道史』58、1973）、同『日本北方史の論理』（雄山閣、1974）99～122頁、同『近世蝦夷地成立史の研究』（三一書房、1984）284～318頁。
- 3) 弘前市立図書館八木橋本（『青森県史』資料編 近世1、2001）所収。
- 4) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1985）。なお、この歴史一般の表現としての「平和」は、ヨーロッパ中世史における家の平和・特別平和などフリーデの概念、とくに12世紀中期ドイツのラントフリーデ（帝国平和令）やその武器規制条項などによる。
- 5) 『松前町史』通説編第一巻上（松前町、1984）425～428頁。なお、『新羅之記録』（『心北海道史』第七巻史料一、1969）では、慶長18年に「町奉行小林左門良勝」の記述があり、『福山秘府』（『新撰北海道史』第五巻、1936）では、町奉行職について寛永四年には「総地街奉行」、寛永14年には「寺社街両総司」、延宝期以降「寺社街奉行」「両職」「両奉行」と記される。
- 6) 『日本庶民生活資料集成』第四巻（三一書房、1969）。
- 7) 『松前町史』史料編第一巻（松前町、1974）。
- 8) 海保嶺夫氏が紹介された北海道大学附属図書館北方資料室蔵の「寛文拾年狄蜂起集書」（『北方史料集成』第四巻、北海道出版企画センター、1998）でも、この二項が欠けている。しかしなが

ら、町奉行の職掌の一つである「沖之口」改めについて比較すると、

①国会図書館本（『日本庶民生活資料集成』所収）

一、沖の口は、出て御判紙は小林左七郎出す。町奉行舟役受取厚谷四郎兵衛二分判出す。四郎兵衛（沖）は口の口  
入物・出物改申候

②北海道大学付属図書館北方資料室本（『北方史史料集成』所収）

一、沖之口ハ 厚谷四郎兵衛

出テ御判紙ハ小林太七郎出す、町奉行舟役受取うら判出す。四郎兵衛（沖）ハ口之口入物出ル物改  
申候由申候。

③弘前図書館本（『青森県史』所収）

一、沖之口ハ 厚谷四郎兵衛

出テ、御判紙ハ小林太右衛門出す、町奉行船役改請取うら判出す、四郎兵衛ハ沖之口入物・  
出ル物改申候由申候、

と、①が「二分判」となって意味が不明なのに対して、②③とも「うら判」であり「裏判」としての意味が判明する。また「厚谷四郎兵衛」の記述についても同様である。小林の名前は三様であるが、こうした筆写の際の違いを除くと①～③とも本来の原典とは言えないものの、②③がより正確なものと思え、意図的な書き加えが行われていない限り、町奉行支配の部分については、③が本来により近いものと考えられる。

- 9) 蠣崎作左衛門は「寛文拾年伏蜂起集書」などによれば金山奉行であり、「金堀」集団を介しながらアイヌ諸集団との関わりが深かったことが考えられる。
- 10) 『津軽一統志』巻之十（弘前市立図書館八木橋本『青森県史』資料編近世 1、2001）。
- 11) 「万聞書控」『津軽一統志』巻之十（弘前市立図書館八木橋本『青森県史』資料編近世 1、2001）。
- 12) 『北方史史料集成』第四巻（北海道出版企画センター、1998）。
- 13) 『松前町史』史料編第三巻（松前町、1979）。
- 14) 境界に入り込む「和人」の動きで特徴的なのは、「金堀」が国名を付して記されており、それは東北・日本海側の各地が多い。寛永期には東北地方の鉱山も最盛期から衰えを見せ、技術者、とくに金名子層の移動が目立ち（山口啓二『幕藩制成立史の研究』、校倉書房、1974）、そうした層が松前・蝦夷地に入り込む「金堀」として定着化していったことを示すものであろう。また、史料中の「金堀」は鉱山ではなく、川筋での砂金採集を主としている。蝦夷地では、元和～寛永期、とくに寛永 10 年にサル・シブチャリ、同 11 年にシブチャリで特に砂金が産出したが、寛文期には衰退している。「仙台金堀文四郎」「庄内の者」らのアイヌ首長層への依存はこのことの反映である。

一方で、鉱山労働者としての山師・「金名子」の意識は、藩権力に対して自立的な側面を持ち続けていた。例えば弘前藩の延宝六年（1678）の「尾太鉱山銅吹日記」弘前市立図書館蔵では、

四月廿六日

一、大工・ほり子・吹子さし・御抱者共ニ五目宛御すけ之よし、御指図御座候故、給銀ハ五日分  
渡し不申し、此者共申ハ抑々如何様の沙汰ハ日本ニハ銀山の左方う不承事ニ、御手山ニ被仰  
付ニかきりひやうはん御さ候、然共与右衛門指図ニ御座候故、此旨申服置候、

藩側の給銀支給のあり方への反論に「日本ニハ銀山の左方う（作法）」の存在を主張している。また、そうした自立性は寛永期には、海峡を越える地域的な市場圏が展開していたことによっても

支えられていたと考えられる。盛岡藩家老席日誌『雑書』正保三年(1646)二月九日条

一、福岡三日市立候ニ付て、十銭渡并「米・大豆」於当市ニ買候者は、奥郡中松前迄も持参可為  
商売由、一札望候間、「神平右衛門・宮七左衛門」札相渡、二月九日ノ日付「伊賀・隼人」有  
判形、「[ ]」内は二行分かち書き)

- 15) 『松前町史』通説編第一巻上(松前町、1984)、434～436頁。この部分の記述は同書による。
- 16) 「寛文拾年状蜂起集書」(弘前市立図書館八木橋本『青森県史』資料編近世1、2001)。
- 17) 海保嶺夫『日本北方史の論理』(雄山閣、1974)、75頁。ただし、境界に入り込む「和人」の動き、とくに「金堀」達の蝦夷地での動きを理解するとき、同『エゾの歴史』(講談社選書メチエ、1996)で示された「アイヌ民族は川漁に依存する度合いが高く、17世紀初期の力関係からすれば川漁の障害になる砂金掘りたちはただちにエゾ地から追い出されるはずである。しかるに、そのような記録はほとんどない。したがって、多数の砂金掘りたちを誘致する砂金採掘場開設はアイヌ民族にとっても一定の利益をもたらしたと考えられる。中世後半100年にわたる戦いの一因に砂金問題(生産地の確保)があったかもしれない(155-156頁)という指摘は重要である。  
松前藩は運上金を砂金掘りから徴収(坂倉源次郎『北海随筆』)し、各地から五万余の和人の砂金掘りが押しかけ、砂金が出る水路を勝手放題に掘りまくったという(『カルワーリユの旅行記』)。従来は、砂金掘りの蝦夷地への大量流入により、鮭の遡上が妨げられイウォルの破壊によるアイヌ社会の生産構造の崩壊が強調されている。しかし、困窮した「金堀」たちのアイヌ集団との関わりやその庇護を見るとき、破壊者としての理解のみでは不十分であり、この指摘をどのように深めるかが課題となろう。
- 18) 菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣、1984)61～62頁。
- 19) 「寛文拾年状蜂起集書」(弘前市立図書館八木橋本『青森県史』資料編近世1、2001)。
- 20) 境界領域と境界人(マージナル・マン)については、近代国家では国家領域あるいは国民概念に対して一つの明確な秩序を必要とするが、それらが秩序化されていない前近代では両属的な存在、あるいは境界領域・境界人(マージナル・マン)の存在が必然化される。
- 21) 東京国立博物館蔵。佐々木利和「博物館書目誌稿 帝室本之部 徳川頼貞氏寄贈品の内銅陀駝坊旧蔵書」(『MUSEUM』560、東京国立博物館、1999)および『青森県史』資料編近世1(青森県、2001)所収。